

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月13日（平成27年（行情）諮問第278号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（行情）答申第273号）

事件名：特定年度に施設管理者の特定自治体及び特定会社に特定労働基準監督署が行った指導等に係る文書のうち安全衛生部署に関わるものの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、本件対象文書1の一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を開示すべきであり、本件対象文書2を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成23年度に施設管理者の特定市及び特定会社A、特定会社B、特定会社C、特定会社Dに特定労働基準監督署がなした指導等についての一切の文書のうち、安全衛生部署に関わるもの

文書2 平成24年度に施設管理者の特定市及び特定会社A、特定会社B、特定会社C、特定会社Dに特定労働基準監督署がなした指導等についての一切の文書のうち、安全衛生部署に関わるもの

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が平成26年12月8日付け千労発基1208第3号及び第4号により行った一部開示決定及び不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、個人情報及び印影以外の全てを開示することを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

私の情報公開の主たる目的は、2012年4月に特定市特定事業所で働いていた労働者が業務災害として認められた指曲り症、頸肩腕症、腰痛症を発生させた事業所である特定市及び業務委託を受託していた4社に対して、特定労働基準監督署がどのような指導を行い、再発防止に向

け施策を行ったのかを調査したかったのです。

特定市に情報公開を求めたところ、特定労働基準監督署からの指導等は、指曲り症と異なるものであるとのこと。その後、2015年11月に特定市と話し合いをしたところ、特定市の特定部長は、「指曲り症等の発症を信用できない。本当に労災であるか調査をしなければわからない。」と発言しました。このことは、まさに一自治体が国の業務をまったく信用していないこととなります。市当局側の錯誤はあるとしても、まったく国の業務を信用しないとの発言は、重大な問題であると思います。発注者としての特定市が受託者の労働者が被災したら、それを対処しなければならないとする想像力に欠けていることも重大な問題があると思いますが、労災発生後、監督署がその後再発防止に向け調査等業務を行っていないからだと思います。発注者と雇用主は、労災発生をたとえ知っていたとしても、監督署からの指導がないので、素知らぬ顔をして上記のような発言となるのです。

ですから、特定労働基準監督署が労災発生に対してどのような施策をなしたのかを知る必要があったのです。特定市が監督署からの指導がなかったという事が、虚偽なのかそうでないのかを、明らかにするために文書公開を求めているのです。

今回公開された文書では、私の求めていることがまったく満たされていません。参考事項・意見、違反法条項、指導事項等の欄が明らかにならなければ、監督署がまともに業務を行っているのかさえも分かりません。また、関係者との信頼関係に基づいて情報を収集したとのことであるが、それを理由にするのであれば、それは理由にならないはずです。監督官は、調査権を行使できるのですから。そのような卑屈な態度での情報の収集では、真実を見抜くこともできません。

監督署は、必要最大限の業務を行っていることの証明をするためにも、自らなしたことを、情報開示をして明らかにすべきだと思います。

現在、政府において労働行政が骨抜きにされつつあります。以前からも戦後の労働行政から大幅に骨抜きにされてきていますが、それに対してきちんと労働行政を盛り返し、本来の労働行政に戻すためにも、情報公開を可能な限り開示し市民の信頼を回復して行かなければならないはずです。このような開示では、市民からの信頼も得られずますます労働行政は政府権力から必要性を失われ、縮小の一途をたどるでしょう。

仮に、特定労働基準監督署は、労働災害と認めながら発生源対策をしていないことになると、そのことは、労働保険の支出を増大化させるとともに、被災者を増加させることとなります。実態としては、労働災害の申請者は2名でしたが、ほかに7名の方が労災申請をしていますが、申請した2名の被災状況と同等若しくは悪化していると思われま

す。

特定労働基準監督署に話を聞いたときは、「休業災害でなければ、現場調査をしないかもしれない」と、これでは監督署の本来的業務を放棄したことになるのではないのでしょうか。なおかつ、「監督署の行為を知るには、労働局に行き情報公開をするように」とのことでした。

私はあえて法の目的である1条を示しますが、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」

この条文を監督署や労働局が真摯に受け止め、国民に説明しようとするれば、黒塗り部分を減らし、もっと開示できるはずです。

不開示理由で個人情報や印影は、当然不開示となるでしょうが、他の省庁では、法5条のどこに該当し具体的な理由を挙げているにも関わらず、個人情報・印影以外の理由は、法律の条文をなぞっただけであり、誠意の欠けらも見られません。

今回の判断は、私の請求している内容からすればまったく不開示に該当しないと思われます。労災申請者の疾病の原因は、個人的な労働対応だけでなく、施設管理者雇用主等の指示に基づくものであることは明白です。行政は、まず疾病をくい止め再発防止に向けた指導をすべきでしょう。労働局、労働基準監督署がなした行為を明らかにできないとは、何もしていなかったことに等しいのではないのでしょうか。

よって、個人情報・印影以外の全てを開示することを求めます。

## (2) 意見書1

私の求めていることは、先に申し上げておりますが、業務疾病を発症させた事業所に対して労働基準監督署がどのような指導をなしたのかを知りたいためです。

業務疾病の発症は、明らかに事業所の施設が原因で、業務疾病の申請は、結局2名でしたが、担当女性の10名中8名が疾病を発症しておりました。このことから、労働災害の制度上これ以上病状を悪化させないことと被災者をださないことが、重要であります。そうなると、労働基準監督署がなすべきことは、災害の程度がどのようなものでも発症させた事業所に対して、指導に入ることです。

そこで当該の労働基準監督署に訪れ、指導の有無を問いましたところ情報は開示できないこと、情報公開で求めてほしいとのこと。私は、情報公開を求めることが本旨でなく、労働行政がまったく情報を明らかにしないから、間接的に監督署が指導をしたのかしないのかを明らかにす

るために公開を求めているのです。それを諸々の理由で明らかにしないことは、労働行政の手抜きを覆い隠すためのものではないでしょうか。労働行政の本筋から言えば、災害の拡大を防ぎ再発の防止策を指導することです。それができないようでしたら、まさに労働行政は、死に絶えたと言わざるを得ないでしょう。当該の監督署が、正直に指導の有無を明らかにしておれば、無駄な労力を使わずに済んだのです。

情報公開は、国が始めたことですが、制度を作っておきながら公開への道はひどく狭いです。地方行政の方が、いろいろばらつきはあるものの積極的に公開しております。例えば、情報公開の初期の段階では、公害関係の届出書は非公開でした。この内容から明らかにすると、見る人が見るとその企業のあらゆるものが明らかになってしまうと言うのが理由でした。しかし、現在では、個人名印影等を除き開示されてきています。さらに、自治体の労働災害等の事故報告も積極的に公開されています。

事の発端は、業務疾病が発症しているので特定市に監督署の指導が入ったと思いそれらの資料一切の公開を求めたところ、結局一度も指導等に監督署が来ていないし文書も残っていないとのことからでした。一部誤りもあったのですが、その事実を確かめ、もし監督署が業務災害の発症を知りながら指導に入っていないのなら、労働行政の大きな間違いと思ったからです。ぜひ、情報を極力明らかにし業務災害・疾病の再発を防止し、また、業務災害・疾病の発生を防ぐ業務に胸を張って邁進してほしいものです。

### (3) 意見書2

この開示請求は、2014年に行い、2015年大臣が諮問したものです。私の請求した理由は、学問や研究ではありません。理由は、地方自治体の特定工場で受託会社の社員が労災事故で死亡しましたので、①労働基準監督署が事故後どのような指導をしたのか、②受託会社はどのような指導を受けたのか、③発注者の地方自治体の責任はどの様に問われているのか等のことを知りたいためでした。監督署がなした行為で、雇用主及び発注者は、対応するのであるから、その指導内容がとても重要であります。

労災事故で亡くなった遺族の方が、雇用主、地方自治体を相手取って国賠及び損賠の訴訟を起こし、一審では雇用主の賠償の支払いを負わせた判決であったが、控訴し、地方自治体にも支払いを認め和解をしたところでした。

しかし、この労災事件は、裁判が終わったから全て終わったわけではありません。事故の再発防止に向けて、雇用主と発注者がどのような対策を講じるのかが大切であります。

受託会社は、事故後入札に参加せず、落札した会社は先の会社の子会社でありながら、事故の反省も、現場を改善する気は全くなかったのです。発注者の自治体は、現場の改善は、受託会社にはその費用が含まれていないから、自治体が負担するしか方法は無いのに、受託会社から改善の申し出がないからする必要を認めないとしていた。このような状況で労働者の生命と安全を守るには、まさに労働基準監督署の指導が一番大事である事が明白です。

よって、私は、監督署の指導内容を明らかにし、受託会社と発注自治体に対して責任の追及と改善を求めていくために開示を求めたのです。が2年以上も放置されて、的確な使用方法を失いました。

厚生労働省の補充理由説明書を見ると特定の人が写っている、特定の会社名が記載されているとかその他理由を述べているが、当該の文書は、たったの2件で各3ページでありそんなに重大な指導をしているとは思えません。裏を返せば、死亡事故が発生したのにもかかわらずほとんど何もしなかったことが明らかになるために、覆い隠すことにしているようにしか思えません。

事故を起こした会社の子会社の受託が3年で終わり次の受託者が、この特定工場を建設した子会社であり、市は包括的委託をし、受託した会社は、事故が起きた施設を全面的に改修していた。このことから、事故後すぐに、監督署が的確な指導をしていれば、改善はできたはずである。もし的確な指導をしていたとしたら、3年も4年も改善をせず放置されていたという事になります。

監督署は、地方自治体の発注者と受託会社の関係を十分承知しながら、地方自治体に的確な指導を行っていないのが現実です。受託会社に形ばかりの指導を行い、施設所有者であり財源を持つ発注者に厳しく指導しなければ、事故後の施設改善はできません。発注者と受託会社は、事故が発生しても責任の所在をなすり合い、どちらも責任を取ろうとしません。

すなわち、労働基準監督署が労災事故防止に向け本当に機能しているのかを明らかにするためにも、当然写真名称等は隠しても指導実態を明らかにすべきです。

老婆心ながら、労働行政が70年以上経過し、いまだに労働災害事故における死傷者数年間約12万人あたりを推移しており、死亡者数も年間1千人を推移し、過労死もいまだに重大な社会問題でありながら、労働基準監督署の職員が増員もされず日常業務に追われていては、本当に労働災害がなくなることはありえないし、一つ間違えれば労働災害の増加を見ることにならないだろうかと、危惧しているのです。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 理由説明書

### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成26年7月3日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「2012年4月頃特定市の特定施設の受託会社特定会社に雇用されていた女性2名が指曲り症，頸肩腕症，腰痛症の業務災害を認定されました。その前後に，施設管理者の特定市及び雇用主等（過去4社）に特定労働基準局等がなした指導等については一切の文書。2014年4月には，女性2名は，新たに受託した会社に雇用されなかった。（原文ママ）」に係る開示請求を行った。

ただし，開示請求対象行政文書の特定が不十分であったため，同年7月7日付けで，請求者の同意の下，開示請求対象行政文書の名称等を，「平成23・24年度に，施設管理者の特定市並びに特定会社A，B，C及びD（以下「特定市等」という。）に特定労働基準監督署（以下，第3において「特定署」という。）がなした指導等については一切の文書」に補正した。

イ 処分庁が，平成26年7月22日付け千労発基0722第3号（以下，第3において「7月22日付け処分」という。）により，当該開示請求に対する部分開示決定を行ったところ，請求者はこれを不服として同年8月29日付け（同年9月9日受付）で審査請求（以下，第3において「8月29日付け審査請求」という。）を提起したので，審査庁（厚生労働大臣）において審査を行ったところ，7月22日付け処分の行政文書の特定に誤りがあることが認められた。

よって，審査庁において，請求者に連絡の上，7月22日付け処分の行政文書の特定に誤りがあったのでこれを取り消し，新たに開示決定等を行う必要がある旨を説明したところ，請求者は，7月22日付け処分の取り消しと，8月29日付け審査請求の取り下げを了承した。

ウ 処分庁において，同年12月8日付け千労発基1208第3号及び第4号により，7月22日付け処分を取り消すとともに，開示請求対象行政文書のうち安全衛生部署に関わるものについて，新たに部分開示決定及び不開示決定を行ったところ，請求者はこれを不服として，平成27年1月5日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

なお，請求者から，平成27年1月5日付けで8月29日付け審査請求に係る不服申立て取下げ書が提出されたので，当該審査請求の処理は完了している。

## (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ及び9条2項の規定により、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## (3) 理由

### ア 本件対象行政文書の特定について

労働基準監督署が管内の事業場に対して行う指導とは、労働基準監督官が行う臨検監督指導と労働安全衛生関係法令に基づく安全衛生指導が考えられるが、ここでは安全衛生指導に係る行政文書について述べる。

### (ア) 安全衛生指導の際に作成する行政文書

安全衛生指導を行ったとき、共通的に作成する行政文書としては、指導の結果を労働基準監督署長に復命するための安全衛生指導復命書がある。さらに事業場に法令違反が認められた場合に当該違反の是正を求めるために作成する是正勧告書や各種命令書、その他事業場に対して文書により改善を求める必要がある場合に作成する安全衛生指導書がある。

なお、是正勧告書、各種命令書、安全衛生指導書の正本は事業場に交付するものであるため、監督署で保有することとなるのはその控えである。

### (イ) 安全衛生指導の際に取得する行政文書

安全衛生指導実施時に、法令の執行状況の確認・証明のために、事業場の協力の下、帳簿書類等の写しの取得、あるいは事業場内の状況の写真等撮影、図面等の取得を行い、安全衛生指導復命書に添付することがある。

また、是正勧告書や各種命令書、安全衛生指導書を交付した場合、後日、事業場から是正報告を受ける際に、事業場が作成し是正報告書及び是正状況を証明するための文書等を取得し、安全衛生指導復命書に添付することがある。

### (ウ) 結論

よって、本件対象行政文書は、平成23年度ないし24年度に、特定署が特定市等に対して安全衛生指導を行った際に作成・取得した、上記(ア)及び(イ)に掲げる行政文書一切である。

特定署において、当該対象行政文書を探索したところ、平成23年度に特定市等に対して行った安全衛生指導に係る文書として、「安全衛生指導復命書及びその別添資料」を2件特定した(以下、第3において2件の本件対象行政文書をそれぞれ「対象行政文書A」及び「対象行政文書B」という)。

なお、特定署においては、平成24年度には、特定市等に対して安全衛生指導を実施していない。

イ 本件対象行政文書について

(ア) 安全衛生指導復命書

安全衛生指導復命書は、労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康保持増進を図るため必要な事項について、主として安全衛生に係る技術的・専門的観点から事業場に対する指導・調査を行った担当官が、その所属する労働基準監督署の長に指導・調査結果を復命するために作成する文書であり、①完結区分、②指導種別、③整理番号、④事業場キー、⑤指導年月日、⑥労働保険番号、⑦業種、⑧安全衛生指導重点対象区分、⑨特別監督等対象区分、⑩労働者数、⑪事業の名称、⑫事業場の名称、⑬事業場の所在地及び電話番号、⑭代表者職氏名、⑮店社、⑯復命者職氏名印、⑰署長判決、⑱参考事項・意見、⑲違反法条項・指導事項等、⑳是正期日・改善期日、確認までの間、備考1、2 面接者職氏名、別添、続紙（i 指導種別、ii 整理番号、iii 参考事項・意見）の項目がある。

(イ) 安全衛生指導復命書の別添資料

対象行政文書Aに係る別添資料とは、当該安全衛生指導の過程において収集した各種情報を、安全衛生指導の実施目的に沿って担当官が整理、記載したものである。対象行政文書Bに係る別添資料とは、当該安全衛生指導実施時に、事業場から提出され、受領した資料である（それぞれ項番とする）。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 平成23年度分の本件対象行政文書

a 法5条1号不開示情報該当性

対象行政文書Bの には、添付された写真中に、特定の個人を識別することができる人影が写っている。

よって、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 法5条2号イ不開示情報該当性

対象行政文書Aの には、特定会社の名称が記載されており、これを公にした場合、当該会社が労働安全衛生法違反等により特定署から何らかの指導等を受けたといった誤解を想起させる等、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、事業場担当者から聴取した事項に基づき、当該事業場に



おける労務管理・安全衛生管理等の内部管理に関する種々の情報がありのままに記載されており、これらが公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させるおそれ、又は取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

そして、対象行政文書Bの は、当該事業場における作業現場の状況、安全衛生管理体制、危険防止措置を明らかにするために、事業場所属労働者のみが立ち入る内部の情報をありのままに示した資料であり、これらが公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させるおそれ、又は取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、法5条2号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

c 法5条6号柱書き及びイ不開示情報該当性

対象行政文書A及びBの①，②，⑰，⑱，⑲， ，（i），（iii），及び対象行政文書Bの⑧には、本件安全衛生指導において担当官が収集した情報及びその情報に基づいて行われた判断等が記載されている。

対象行政文書A及びBの①，②，⑰，⑱，⑲， ，（i），（iii），には、本件安全衛生指導を実施する端緒や完結に至る経緯、事業場に交付した指導文書の種類及び指導内容等が記載されている。

対象行政文書Bの は、当該事業場における作業現場の状況、安全衛生管理体制、危険防止措置を明らかにするために、事業場が自主的に提出した事業場所属労働者のみが立ち入る内部の情報をありのままに示した資料である。

安全衛生指導の目的を達成するためには、さまざまな端緒を捉え、重点的に指導を行うべき事項や指導内容を事案ごとに決定する等、効果的・効率的な安全衛生指導を実施することが必要であり、多数の関係者から、事実関係の説明、関係資料の提供、現場の状況確認等について、理解と協力を得ることが必要不可欠である。

本件対象文書には、労働基準行政機関がいかなる端緒により安全衛生指導に着手し、どのような内容の指導を重点的に行うのか等が明らかになる事項が記載されている。

また、関係者との信頼関係を前提とした任意の協力に基づいて収集した情報を元に取りまとめられた文書や担当官の判断等が

記載されている。

これらが公にされることになれば、安全衛生指導における具体的な業務手法が明らかとなり、また安全衛生指導における担当官が行う調査の着眼点等、聴取や確認を行う事項、調査の結果により記載する具体的な事項等が明らかとなる。

また、関係者との信頼関係を前提としてありのままの情報が提供されているにも関わらず、当該信頼関係を無視して勝手に公にされてしまうこととなれば、指導を受ける者が事実を隠ぺいする等、検査事務という性格を持つ安全衛生指導に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ等がある。

さらに、これらが公にされることになれば、労働基準行政機関と事業場との信頼関係は失われ、安全衛生指導を適正に行うために必要とする情報が十分に得られなくなったり、指導が困難になる等、労働基準行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 平成24年度分の本件対象行政文書

平成24年度分の対象行政文書については、上記ア(ウ)のとおり、平成24年度に特定市等の事業場に対する安全衛生指導を実施していないことから、当該年度の本件対象行政文書を保有していないものであるが、念のため、特定市等の事業場を所轄する特定署において、開示請求時に当該署の職員が、本件対象行政文書が保管されている可能性のある書庫等を探索したが、保有していないことが確認されたため、法9条2項に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「個人情報・印影以外のすべてを開示することを求めます」等主張しているが、不開示情報該当性については、上記ウで示したとおりであることから、請求者の主張には理由がない。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 2 補充理由説明書

平成27年4月13日付け厚生労働省発基安第0413第4号により諮問した平成27年(行情)諮問第278号に係る諮問書理由説明書について、以下のとおり補充・修正して説明する。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の「(3)イ 本件対象行政文書について」の(ア)及び「(3)ウ不開示情報該当性について」の(ア)を、以下のとおり修正する。

(3)イ 本件対象行政文書について

(ア) 安全衛生指導復命書

安全衛生指導復命書は、労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康保持増進を図るため必要な事項について、主として安全衛生に係る技術的・専門的観点から事業場に対する指導・調査を行った担当官が、その所属する労働基準監督署の長に指導・調査結果を復命するために作成する文書であり、①完結区分、②指導種別、③整理番号、④事業場キー、⑤指導年月日、⑥労働保険番号、⑦業種、⑧安全衛生指導重点対象区分、⑨特別監督等対象区分、⑩労働者数、⑪事業の名称、⑫事業場の名称、⑬事業場の所在地及び電話番号、⑭代表者職氏名、⑮店社、⑯復命者職氏名印、⑰署長判決、⑱参考事項・意見、⑲(i No. , ii 違反法条項・指導事項等)、⑳是正期日・改善期日、確認までの間、備考1, 2, 面接者職氏名、別添、続紙(i 指導種別, ii 整理番号, iii 参考事項・意見)の項目がある。

(3)ウ 不開示情報該当性について

(ア) 平成23年度分の本件対象行政文書

a 法5条1号不開示情報該当性

対象行政文書Bのには、添付された写真中に、特定の個人を識別することができる人影が写っている。

よって、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 法5条2号イ不開示情報該当性

対象行政文書A及びBのには、特定会社の名称が記載されており、これを公にした場合、当該会社が労働安全衛生法違反等により特定署から何らかの指導等を受けたといった誤解を想起させる等、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、法5条2号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

c 法第5条6号柱書き及びイ不開示情報該当性

対象行政文書A及びBの①, ②, ⑰, ⑱, ⑲(i) (ii), ,

(i), (iii), 及び対象行政文書Bの⑧, ⑩, には, 法違反の内容, 本件安全衛生指導において担当官が収集した情報及びその情報に基づいて行われた判断等が記載されている。

対象行政文書A及びBの①, ②, ⑰, ⑱, ⑲(i)(ii), (i), (iii), には, 法違反の有無やその内容, 本件安全衛生指導を実施する端緒や完結に至る経緯, 事業場に交付した指導文書の種類及び指導内容等が記載されている。

対象行政文書Bの は, 当該事業場における作業現場の状況, 安全衛生管理体制, 危険防止措置を明らかにするために, 事業場が自主的に提出した事業場所属労働者のみが立ち入る内部の情報をありのままに示した資料である。

安全衛生指導の目的を達成するためには, さまざまな端緒を捉え, 重点的に指導を行うべき事項や指導内容を事案ごとに決定する等, 効果的・効率的な安全衛生指導を実施することが必要であり, 多数の関係者から, 事実関係の説明, 関係資料の提供, 現場の状況確認等について, 理解と協力を得ることが必要不可欠である。

本件対象行政文書には, 労働基準行政機関がいかなる端緒により安全衛生指導に着手し, どのような内容の指導を重点的に行うのか等が明らかになる事項が記載されている。

また, 関係者との信頼関係を前提とした任意の協力に基づいて収集した情報を元に取りまとめられた文書や担当官の判断等が記載されている。

これらが公にされることになれば, 安全衛生指導における具体的な業務手法が明らかとなり, また安全衛生指導における担当官が行う調査の着眼点等, 聴取や確認を行う事項, 調査の結果により記載する具体的な事項等が明らかとなる。

また, 関係者との信頼関係を前提としてありのままの情報が提供されているにも関わらず, 当該信頼関係を無視して勝手に公にされてしまうこととなれば, 指導を受ける者が事実を隠ぺいする等, 検査事務という性格を持つ安全衛生指導に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ等がある。

さらに, これらが公にされることになれば, 労働基準行政機関と事業場との信頼関係は失われ, 安全衛生指導を適正に行うために必要とする情報が十分に得られなくなったり, 指導が困難になる等, 労働基準行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって, これらの情報は, 法5条6号柱書き及びイに該当

するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

d 法5条6号ホ不開示情報該当性

対象行政文書Aの①, ②, ⑱, ⑲(ii), (iii), には, 法違反の内容や本件安全衛生指導を実施する端緒や完結に至る経緯や事業場担当者から聴取した事項に基づき, 当該事業場における労務管理・安全衛生管理等の内部管理に関する種々の情報がありのままに記載されており, これらが公にされた場合には, 当該事業場に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

また, 対象行政文書Bの①, ②, ⑧, ⑱, ⑲(ii), (iii), には, 法違反の有無やその内容, 本件安全衛生指導を実施する端緒や完結に至る経緯や当該事業場における作業現場の状況, 安全衛生管理体制, 危険防止措置を明らかにするために, 事業場所所属の労働者のみが立ち入る内部の情報をありのままに示した資料であり, これらが公にされた場合には, 当該事業場に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

よって, 法5条6号ホに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書添付の表について

理由説明書添付の表を別紙のとおり修正する(別紙省略)。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成27年4月13日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同年5月12日    | 審議                                 |
| ④ 同月13日      | 審査請求人から意見書1を收受                     |
| ⑤ 平成28年9月29日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施,<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年10月14日   | 審議                                 |
| ⑦ 平成29年9月6日  | 諮問庁から補充理由説明書を收受                    |
| ⑧ 同月27日      | 審査請求人から意見書2を收受                     |
| ⑨ 同年10月19日   | 審議                                 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は, 本件対象文書の開示を求めるものであり, 処分庁は, 本件対象文書1の一部を法5条1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とし, 本件対象文書2については, これを保有してい

ないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、個人情報及び印影以外の全てを開示することを求めるとしている。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書により、不開示情報の適用条項として法5条6号ホを追加した上で、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書1のうち審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性及び本件対象文書2の保有の有無について、以下、検討する。

## 2 本件対象文書1のうち審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について

### （1）別表に掲げる文書1及び文書4（安全衛生指導復命書）について

#### ア 「完結区分」，「指導種別」，「安全衛生指導重点対象区分」及び「参考事項・意見」の各欄の不開示部分

当該部分のうち、「完結区分」欄及び「指導種別」欄の不開示部分は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、「安全衛生指導重点対象区分」欄の不開示部分には、労働基準監督機関が安全衛生指導において重点を置く対象区分等が記載されており、「参考事項・意見」欄には、調査担当官が、特定事業場に関して入手した情報並びに特定事業場から聴取した内容及び調査の結果得た情報が記載されており、これらを公にすると、労働関係法令違反の隠ぺいや法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生じることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 「署長判決」，「No.」，「是正期日・改善期日」，「確認までの間」及び「別添」の各欄の不開示部分

当該部分は、労働基準監督機関の調査手法・内容及び調査担当官の着眼点等が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 「違反法条項・指導事項等」欄の不開示部分

当該部分には、労働関係法令違反に係る違反法条項・指導事項等に係る情報が記載されており、本件事案は事業場名を特定した上で開示請求がなされていることから、これを公にすると、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益

を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2及び文書5（安全衛生指導復命書（続紙））について

ア 「指導種別」欄の不開示部分

当該部分は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「参考事項・意見」欄の不開示部分

(ア) 「参考事項・意見」欄の不開示部分のうち、下段の枠内は空欄であり、これを公にしても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導に関する指導・調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分には、調査担当官が、特定事業場に関して入手した情報並びに特定事業場から聴取した内容及び調査の結果得た情報が記載されており、労働基準監督機関が行う指導・調査の手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書3（安全衛生指導復命書別添資料）について

当該部分には、調査担当官が、特定事業場に関して入手した情報並びに特定事業場から聴取した内容及び調査の結果得た情報が記載されており、労働基準監督機関が行う指導・調査の手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書6（安全衛生指導復命書別添資料）について

当該文書は、調査担当官が特定事業場から取得した文書であり、労働基準監督機関が行う指導・調査の手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びホについて判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書2の保有の有無について

諮問庁は、本件対象文書2について、理由説明書（上記第3の1（3）ウ（イ））において、平成24年度に特定市等の事業場に対する安全衛生指導を実施していないことから、本件対象文書2を保有していないものであるが、念のため、特定市等の事業場を所轄する特定労働基準監督署において、開示請求時に当該署の職員が、本件対象文書2が保管されている可能性のある書庫等を探索したが、保有していないことが確認された旨説明する。

上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、探索の範囲についても不十分であるとはいえない。

したがって、千葉労働局において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き、イ及びホに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号イ及びホに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであり、また、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、千葉労働局において本件対象文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子



## 別紙

別表に掲げる文書 2 及び文書 5（安全衛生指導復命書（続紙））の「参考事項・意見」欄の不開示部分のうち、下段の枠内

## 別表

1 対象文書		2 不開示部分		3 不開示情報（法5条該当号）					
番号	文書名	頁	該当箇所		1号	2号イ	6号柱書き	6号イ	6号ホ
1	安全衛生指導復命書	1	①	「完結区分」欄			○	○	○
			②	「指導種別」欄			○	○	○
			⑰	「署長判決」欄			○	○	
			⑱	「参考事項・意見」欄			○	○	○
			⑲(i)	「No.」欄			○	○	
			⑲(ii)	「違反法条項・指導事項等」欄			○	○	○
				「別添」欄			○	○	
2	安全衛生指導復命書（続紙）	2	(i)	「指導種別」欄			○	○	
			(iii)	「参考事項・意見」欄			○	○	○
3	安全衛生指導復命書別添資料	3		全て		○	○	○	○
4	安全衛生指導復命書	4	①	「完結区分」欄			○	○	○
			②	「指導種別」欄			○	○	○
			⑧	「安全衛生指導重点対象区分」欄			○	○	○
			⑰	「署長判決」欄			○	○	
			⑱	「参考事項・意見」欄			○	○	○
			⑲(i)	「No.」欄			○	○	
			⑲(ii)	「違反法条項・指導事項等」欄			○	○	○
			⑳	「是正期日・改善			○	○	

				期日」欄					
				「確認までの間」欄			○	○	
				「別添」欄			○	○	
5	安全衛生指導復命書 (続紙)	5	(i)	「指導種別」欄			○	○	
			(iii)	「参考事項・意見」欄			○	○	○
6	安全衛生指導復命書別添資料	6 ないし 9		7頁	○	○	○	○	○

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし9枚目に1頁ないし9頁と付番したものを「頁」として記載している。